

ちよだCOMハウス運営規程
(居宅介護支援事業所)

(事業の目的)

- 第 1 条 社会福祉法人もくせい会が開設するちよだCOMハウス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の介護専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 ちよだCOMハウス
 - 二 所在地 群馬県邑楽郡千代田町赤岩2 1 1 4 番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1 名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
 - 二 介護支援専門員 3 名（常勤3名）
うち管理者兼務 1 名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

三 事務員 1名（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜から金曜までとし、土・日・祝日を休日とする。ただし、12月29日から1月4日までを除く

二 営業時間 午前8時30分から午後6時30分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の内容）

第 6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

一 居宅サービス計画作成

二 指定居宅サービス事業者との連絡調整

三 介護保険施設への紹介

四 利用者に対する相談援助業務

五 利用者に対する便宜の提供 破棄

六 要介護認定申請の代行

（居宅介護支援の提供方法）

第 7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする

2 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC/Caps方式又は居宅サービス計画ガイドラインとする。

3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室または、利用者の居宅とする。

4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅に訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

（通常の事業実施地域）

第 8条 通常の事業の実施地域は、館林市、太田市、邑楽郡内の区域とする。

(利用料等)

第 9 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の額とする。

(別紙参照)

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 4 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

第 11 条 相談苦情に対する常設の窓口として、下記のとおり相談担当者を配置する。また、担当者不在のときは、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐこととする。

相談担当者 樽見 直樹 TEL 0276-86-3111

附 則

- この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 12 年 7 月 1 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 15 年 5 月 1 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 17 年 2 月 2 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 20 年 4 月 1 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 23 年 1 月 1 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 23 年 5 月 16 日一部改定実施する。
- この規程は、平成 25 年 7 月 16 日一部改定実施する。
- この規程は、平成 26 年 3 月 17 日一部改定実施する。
- この規程は、平成 27 年 9 月 1 日一部改定施行する。
- この規程は、平成 29 年 5 月 1 日一部改定施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日一部改定施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日一部改定施行する。
この規程は、平成30年10月 1日一部改定施行する。
この規程は、平成30年11月 1日一部改定施行する。
この規程は、平成31年 2月 1日一部改定施行する。
この規程は、平成31年 3月 1日一部改定施行する。
この規程は、令和 元年10月 1日一部改定施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日一部改定施行する。

別紙

ちよだCOMハウス 居宅介護支援事業所利用料

指定居宅介護支援事業所ちよだCOMハウスをご利用頂きありがとうございます。当事業所のご利用料金は下記の通りになっておりますので、ご参照ください。

居宅介護事業費（Ⅰ）（取扱件数が40件未満の場合）

要介護1・2 10,760円/月

要介護3・4・5 13,980円/月

居宅介護支援費（Ⅱ）（取扱件数が40件以上60件未満の場合）

要介護1・2 5,390円/月

要介護3・4・5 6,980円/月

（→取扱件数が40件以上60件未満の部分のみ適用）

居宅介護支援（Ⅲ）（取扱件数が60件以上の場合）

要介護1・2 3,230円/月

要介護3・4・5 4,180円/月

（→取扱件数が60件以上の部分のみ適用）

〈加算要素〉

<u>※初回加算</u>	3,000円（1月につき）
<u>※入院時情報連携加算（Ⅰ）</u>	2,000円（1月につき）
<u>（Ⅱ）</u>	1,000円（1月につき）
<u>※退院・退所時加算（Ⅰ）イ</u>	4,500円（1回につき）
<u>（Ⅰ）ロ</u>	6,000円（1回につき）
<u>（Ⅱ）イ</u>	6,000円（1回につき）
<u>（Ⅱ）ロ</u>	7,000円（1回につき）
<u>（Ⅲ）</u>	9,000円（1回につき）
<u>※ターミナルケアマネジメント加算</u>	4,000円
<u>※小規模多機能型居住介護事業所連携加算</u>	3,000円
<u>※看護小規模多機能居宅介護事業所連携加算</u>	3,000円
<u>※緊急時等居宅カンファレンス加算</u>	2,000円